

接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0093 号  
平成 24 年 12 月 19 日

総務大臣  
樽床 伸二 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(通信用建物の空き情報等の提供)  
第99条の2  
1～2 (略)

(光回線設備等に係る情報の提供)  
第99条の6  
1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から光配線区域の範囲に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。

4 (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)  
第99条の7 (略)  
(1)～(5) (略)

(6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無

2 (略)

新

(通信用建物の空き情報等の提供)  
第99条の2  
1～2 (略)

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できますようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

(光回線設備等に係る情報の提供)  
第99条の6  
1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1) 光配線区域の範囲（契約者回線等に基づく住所等を提供します。以下同じとします。）

(2) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標

(3) 光配線区域内の加入電話等（契約者回線、専用サービスマスター契約等に基づく契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線及び未利用回線のうち、メタリックケーブルに係るものをいいます。以下同じとします。）の敷設数

4 (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数（光信号未回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。）

(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無

(8) 収容局ごとの光配線区域数（加入電話等の施設状況により分類した内訳を含みます。）及び加入電話等の敷設数

2 (略)

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(14) (略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(14) (略)	(略)
(15) 光配線区域情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第25欄ウ欄に掲げる手続費については、ア欄又はイ欄に掲げる手続費と組み合わせて適用します。

2 手続費の額

2-1 手続費

区分	内容	単位	手続の額	備考
(1)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) 光配線区域情報調査費	光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区分	内容	単位	手続の額	備考
(1)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する費用	(略)	(略)	(略)
	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,312円	—
	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,128円	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第実施します。

(経過措置)

2 協定事業者は、第99条の6 (光回線設備等に係る情報の提供) 第3項なお書きの規定にかかわらず、この改正規定の実施前に同条第3項第1号に規定する情報の提供を受けた場合は、当該情報に係る通信用建物について同条第3項第3号に規定する情報のみの提供も請求することができず、この場合において、当社は、同条第3項第3号に規定する情報提供の請求を受けた時点の光配線区域に係る情報を回答します。

3 協定事業者は、前項に規定する情報の提供を受けた場合は、料金表第2表第2 (手続費) 1 (適用) 第15欄の規定にかかわらず、2 (手続費の額) 2-1 (手続費) 第25欄ウ欄に規定する手続費のみの支払いを要します。

その他費用の算定根拠  
(NTT東日本)

## 目 次

I 手続費 .....	2
II 料金算定に使用した一般管理費比率 .....	3
III 料金算定に使用した貸倒率 .....	4
(参考) 設備区分別の費用明細表 .....	5
(参考-参考①) 設備区分別の費用明細表 .....	6
(参考-参考②) 設備区分別の費用明細表 .....	7

I 手続費

(1) 光配線区域情報調査費(1通信用建物ごとに)

ア. 第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用  
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に適用するための手続費

(ア) 原価の算定

区 分	金 額 等	備 考
①設備管理運営費	1,306,460 (単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託等にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅱ 料金算定に使用した一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	698 (単位:円)	
③自己資本費用	1,490 (単位:円)	
④利益対応税	946 (単位:円)	
⑤合計	1,309,594 (単位:円)	①+②+③+④

(イ) 単金の算定

区 分	金 額 等	備 考
①当該期間の料金の合計	1,309,594 (単位:円)	(ア)⑤
②当該手続の利用見込対象ビル数	998 (単位:ビル)	
③1通信用建物あたりの手続費	1,312 (単位:円)	(①/②) × (1+Ⅲ 料金算定に使用した貸倒率)

イ. 第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用  
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に適用するための手続費

(ア) 原価の算定

区 分	金 額 等	備 考
①設備管理運営費	2,118,563 (単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託等にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅱ 料金算定に使用した一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	1,132 (単位:円)	
③自己資本費用	2,417 (単位:円)	
④利益対応税	1,534 (単位:円)	
⑤合計	2,123,646 (単位:円)	①+②+③+④

(イ) 単金の算定

区 分	金 額 等	備 考
①当該期間の料金の合計	2,123,646 (単位:円)	(ア)⑤
②当該手続の利用見込対象ビル数	998 (単位:ビル)	
③1通信用建物あたりの手続費	2,128 (単位:円)	(①/②) × (1+Ⅲ 料金算定に使用した貸倒率)

Ⅱ 料金算定に使用した一般管理費比率

区 分	比 率 等	備 考
①管理費	99,510 (単位:百万円)	(参考)設備区分別の費用明細表より
②直接費(営業費・施設保全費・運用費)	912,081 (単位:百万円)	(参考)設備区分別の費用明細表より
③減価償却費	390,417 (単位:百万円)	(参考)設備区分別の費用明細表より
④固定資産除却費	54,310 (単位:百万円)	(参考)設備区分別の費用明細表より
⑤一般管理費比率	7.3 (単位:%)	①/(②+③+④)

Ⅲ 料金算定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H22	備考
①接続料の貸倒額	0	(参考)設備区分別の費用明細表より
②接続料	242,317	H22年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②



# 設備区別の費用明細表

(平成22年度概算会計をもとに算定した費用明細表に平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(参考)

(単位:百万円)

種別	費目	金額
営業	第一種固定資産	29,053
	第二種固定資産	3,827
営業外	第一種固定資産	344,882
	第二種固定資産	25,101
資本	第一種固定資産	35,101
	第二種固定資産	57,804
債権	第一種固定資産	33,199
	第二種固定資産	7,595
負債	第一種固定資産	81,032
	第二種固定資産	282,815
純資産	第一種固定資産	37,123
	第二種固定資産	18,099
合	第一種固定資産	892,739
	第二種固定資産	72,864
計		965,603
営業	第一種固定資産	29,053
営業外	第一種固定資産	344,882
資本	第一種固定資産	35,101
資本	第二種固定資産	57,804
債権	第一種固定資産	33,199
債権	第二種固定資産	7,595
負債	第一種固定資産	81,032
負債	第二種固定資産	282,815
純資産	第一種固定資産	37,123
純資産	第二種固定資産	18,099
合	第一種固定資産	892,739
合	第二種固定資産	72,864



